第百八十七条第一号中「（監査課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

四　業務及び会計の監査に関すること。

第百八十八条を次のように改める。

第百八十八条　削除

第百八十九条第二号中「調達」の下に「（法第三十条第一項第二号に規定する調達に限る。以下この節及び第二百十一条第二項において同じ。）」を加える。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十一」を「第三十条の十三」に、「第三十条の十二―第三十条の十五」を「第三十条の十四―第三十条の十七」に、「第三十八条の三」を「第三十八条の四」に改める。

第二十八条の二中「航空救難団一」の下に「、航空戦術教導団一」を加える。

第二十八条の四中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第二章第四節中第三十条の十五を第三十条の十七とし、第三十条の十二から第三十条の十四までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第三節中第三十条の十一を第三十条の十三とし、第三十条の五から第三十条の十までを二条ずつ繰り下げ、第三十条の四の次に次の二条を加える。

（航空戦術教導団）

第三十条の五　航空戦術教導団は、航空戦術教導団司令部及び飛行教導群一、高射教導群一、電子作戦群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空戦術教導団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空戦術教導団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（航空戦術教導団司令）

第三十条の六　航空戦術教導団の長は、航空戦術教導団司令とする。

2　航空戦術教導団司令は、空将補をもつて充てる。

第三十五条の表航空自衛隊幹部学校の項中「大部隊」を「航空自衛隊における部隊」に改め、同表航空自衛隊第一術科学校の項中「とともに、整備補給部隊の運用等に関する調査研究を行う」を削り、同表航空自衛隊第二術科学校の項中「とともに、レーダー部隊及び高射部隊の運用等に関する調査研究を行う」を削り、同表航空自衛隊第三術科学校の項中「とともに、補給部隊等の運用等に関する調査研究を行う」を削り、同表航空自衛隊第四術科学校の項中「行なうとともに、通信部隊及び気象部隊の運用等に関する調査研究を行なう」を「行う」に改め、同表航空自衛隊第五術科学校の項中「とともに、航空警戒管制部隊及び航空保安管制部隊の運用等に関する調査研究を行う」を削る。

第三章第一節中第三十八条の三を第三十八条の四とし、第三十八条の二を第三十八条の三とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十五条第一項の政令で定める航空自衛隊の学校）

第三十八条の二　法第二十五条第一項の政令で定める航空自衛隊の学校は、航空自衛隊幹部学校とする。

第五十一条の五の見出し中「事務次官」の下に「、防衛審議官」を加える。

第五十九条の四中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　防衛審議官　六十二年

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二項中「防衛事務次官」の下に「、防衛審議官」を加える。

別表第三航空総隊司令部の項中「航空総隊副司令官　航空総隊戦術官」を「航空総隊副司令官」に改め、同表航空救難団司令部の項の次に次のように加える。

航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種

附　則

（施行期日）

1　この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月二十五日）から施行する。ただし、第一条中防衛省組織令第五条第三号及び第十二条第三号の改正規定、第二条の規定（自衛隊法施行令第五十一条の五の見出し及び第五十九条の四の改正規定を除く。）並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成二十六年八月一日から施行する。

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正）

2　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の九」を「第三十条の十一」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第八十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「幼稚園」を「幼稚園
幼保連携型認定こども園」に改め、同表備考中「日本標準産業分類（平成十九年総務省告示第六百十八号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。

附　則

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第八十五号

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第六条第一項及び第十条の規定に基づき、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月二十四日　厚生労働大臣　田村　憲久